

相 談 事 例

ID : 06-02-012

相談タイトル

住宅取得資金の援助について

Q : ご相談内容

住宅の新築を検討中ですが、資金について実の父からの資金援助を予定しています。贈与と借入れのどちらかで考えていますが、どのような特徴がありますか。

A : 回答

贈与は、一般の贈与税を払う贈与と住宅取得資金にかかる相続時精算課税制度の特例および相続時精算課税制度があります。住宅取得資金にかかる相続時精算課税制度の特例は、マイホーム取得時に親が子に一定の額まで無税で贈与できるという制度です。一方、借入れは、金融機関から借入れをする代わりに親が子に貸し付ける形です。親子間でも金融機関の住宅ローンと同程度の条件（金利など）にすることが理想です。毎月金融機関に行って返済金を振り込む等の作業をしない場合、贈与とみなされる場合があるので注意が必要です。